

平成 30 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 45 号議案(追加)

平成 30 年 3 月 12 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第45号議案	土地改良事業の施行について	1

第 45 号議案

土地改良事業の施行について

下記の土地改良事業の施行について、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 87 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 12 日提出

舞鶴市長 多々見 良三

記

土地改良事業(応急工事計画)の概要

事業名	事業施行場所	計画事業量
災害復旧事業(農地)	舞鶴市字滝ヶ宇呂地内	田 0.11ha
"	舞鶴市字西方寺地内	田 0.10ha
"	舞鶴市字三日市地内	田 0.11ha
"	"	畠 0.03ha
"	舞鶴市字下東地内	畠 0.76ha
"	舞鶴市字蒲江地内	田 0.21ha
"	舞鶴市字真倉地内	田 0.01ha
"	"	畠 0.08ha
"	舞鶴市字和田地内	畠 0.12ha
"	舞鶴市字木ノ下地内	田 0.15ha
"	舞鶴市字与保呂地内	田 0.11ha
"	"	田 0.11ha
災害復旧事業(農業用施設)	舞鶴市字志高地内	揚水機 1基

災害復旧事業(農業用施設)	舞鶴市字志高地内	ため池	6m
"	舞鶴市字八戸地地内	水路	37m
"	舞鶴市字木ノ下地内	水路	89m
"	舞鶴市字与保呂地内	水路	100m

提案理由

土地改良事業の施行に当たり、当該土地改良事業の計画を定めたいので提案する。

## 参 考

### 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 抜 粋

(定義)

#### 第 2 条 (第 1 項 略)

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

(第 1 号から第 4 号まで 略)

(5) 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。)又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ。)の復旧

(第 6 号及び第 7 号 略)

(急施の場合)

第 87 条の 5 第 85 条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第 2 条第 2 項第 5 号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

(第 2 項 略)

(土地改良事業の開始)

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

(第 2 項以下 略)

(準用規定)

第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 36 条第 1 項及び第 4 項から第 7 項まで、第 36 条の 2 第 1 項、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 57 条本文、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 57 条の 3、第 58 条から第 65 条まで、第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 87 条の 5、第 88

条第 19 項及び第 20 項、第 90 条第 4 項並びに第 93 条の規定を準用する。この場合において、第 36 条第 1 項及び第 36 条の 2 第 1 項中「定款」とあり、並びに第 61 条第 3 項中「規約」とあるのは「条例」と、第 36 条第 1 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第 4 項中「組合員」とあるのは「第 1 項に規定する者」と、第 36 条の 2 第 1 項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者第 3 条に規定する資格に係るもの」をとあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第 52 条第 6 項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第 7 項中「第 27 条、第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、第 52 条の 3 第 2 項中「前条第 2 項に掲げる技術者」とあるのは「第 52 条第 4 項に掲げる者」と、「同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」とあるのは「前条第 2 項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第 6 項」とあるのは「前条第 6 項」と、第 53 条の 4 第 2 項中「第 52 条第 4 項から第 9 項まで及び」とあるのは「第 52 条第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで並びに」と、第 55 条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第 58 条、第 60 条、第 61 条第 1 項及び第 3 項並びに第 62 条第 1 項中「組合員」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第 64 条中「第 113 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 113 条の 3 第 3 項」と、第 87 条の 4 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 及び第 96 条の 3」と、同条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 4 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「第 7 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」と、第 87 条

の 5 第 1 項中「第 85 条から前条まで」とあるのは「第 96 条の 2 から第 96 条の 4 まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第 88 条第 19 項中「第 8 条第 2 項」とあるのは「第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 8 条第 2 項」と、「第 87 条の 4 第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 87 条の 4 第 2 項」と、「同条第 2 項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第 20 項中「第 1 項、第 7 項、第 12 項、第 16 項又は前項」とあるのは「前項」と、「第 6 項、第 10 項、第 13 項又は前 2 項」とあるのは「同項」と、「手続(第 6 項において準用する第 48 条第 6 項の場合にあつては、これらの手続のほか、第 6 項において準用する第 8 条第 2 項に規定する手續)」とあるのは「手續」と、第 90 条第 4 項中「前 2 項に掲げる者」とあるのは「第 36 条第 1 項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第 93 条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者(国及び都道府県を除く。)」と読み替えるものとする。

(第 2 項 略)